

鳥取縣公報

公 告

資格審査結果公告第二十六號

(自昭和二十三年四月十六日
至昭和二十三年四月三十日)

昭和二十三年五月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、この表は、昭和二十二年勅令第一號乃至第三號及び同年閣内務省令第一號の規定による鳥取縣公職適否審査委員會の資格審査の結果である。

二、この表は最も廣く公表するものである。市町村役場がこの公報を受けたならば、直ちにこれを掲示する。

この掲示は少くとも一ヶ月間繼續し次回の公報を受け取つたときはこれと取換えるものである。

取換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るように市町村役場に編綴保存する。

昭和二十三年 五月 七日

外

金 曜 日

本署ノリキサハ國定規格A列5

三、この表に掲載されたものであつて、資格審査の完了した者の調査表は中央公職適否審査委員會事務所又は鳥取縣若しくは市の公職適否審査委員會事務所において公衆が自由に閲覧できる。

四、結 果

鳥取縣公職適否審査委員會(鳥取市東町鳥取縣廳内)

審査人員數 三十一名

非該當決定人員數 三十一名

審査を受けた公職及びその氏名

○農地委員會委員

若櫻町 山中 喜作

酒津村 榊波 義八 奥田 留治 松岡 正一

酒津村 富田 善一 森本 幸重 大原 光好
 ○縣農地委員會選任委員並書記

工藤 元 永島 和男

○農地委員會書記

小鷲河村 三谷 敬温 日野上村 田邊富志子
 法勝寺村 中川 光惠

○鳥取縣地方兒童福祉委員會委員

岡崎 隆俊 吉田 武久 遠藤元三郎

○村主要公職者

酒津村 辰巳勇太郎 下私都村 山本 茂義
 松保村 太田垣富男 日吉津村 田中 光二

○村普通公職者

東村 押野 豊 勢登 峰三 中島 瑞男
 佐治村 藤原 三郎 長谷 秀雄 橋本 和男
 八上村 内井 啓太 松保村 森本 信夫
 東郷松碕組合村尾 博 石見村 福田 善臣
 寶木村 山崎智恵子 武信ノク子 米田 周吉
 赤碓町 梶木 節郎 牛島 武治 入江 宗一

彦名村 佐々木安祥 山崎 登 畑中 吉郎
 ○中學校事務官並囑託

小谷 晋 青戸 曹司 松原三樹夫
 岡野 敏之 角 清次 若多 喜男

○潜在該黨者(短期間の者)

永代誠太郎 小林 久雄 横野 憲治
 林田 守親 川田 茂 永本 貢
 矢瀧 嶂 藤田 一郎 田井彌太郎
 川本 仁 杉本 親愛 米原 孝重
 秋山彌太郎 安田 太郎 佐野 正己
 井關 英己 田村直三郎 北村 泰
 前田 輝雄 田中 壽郎 清水 健治
 惠比奈政義 田邊 重森 林原 瀧雄
 田中 忠衛 吉木 利夫 岡田 岩義
 山崎 力 鳥羽 保盛 岩本 貞美
 田中 圭裕 市橋 清 本高 定雄
 武部 勇 石見 隆平

○鳥取縣蠶糸業會公職者

高松 岩夫

○鳥取縣獲醫師會公職者

矢谷 徳市

○鳥取縣馬匹組合公職者

内田與八郎 三宅 章

○議會書記

境町 上田正四郎 高橋 賢 浦富町 中島 茂

○警察主要公職者

木本 正 山本 晴人 濱本 重美
 遠藤彌太郎 角田 勇一 土井 条次
 足立 利一 岡村 松藏

○警察普通公職者

藤田 克正 吉田 文彦 伊達山 榮
 渡部 耕

○農業共済組合公職者

河原町 田中 莊平 小林 藤市

○鳥取市再検討

野口 健 上村 泰穂 田村 久

石原 政美 岩城 勝巳

○縣任命豫定者

小島 廉三

○政黨主要公職者

共產黨 松山 和男 谷山 與平 山中 登
 社會黨 根平 行雄

○勞働省災害補償審査委員會委員

吉村 英吉 小野 薫

○村會議員立候補者

浦富町 吉田正雪 吉澤信藏 松本瀧藏 永見孫市

○假指定に對する異議申立の認められた者

鳥取市 池内 新藏

○森林組合公職者

(岩美郡)

岩井町 中島 重一 同 田中 豊春
 蒲庄村 寺垣 増藏 同 上田 義藏
 同 細川 米藏 同 本庄村 木村 米藏
 同 川口 福藏 同 同 榎本 周藏
 東村 岡嶋重太郎 同 同 大黒 米藏

同	田村	藤七	山郷村	青木傳次郎	同	高木	滋	鹿野町	笹田房太郎
同	渡邊	善市	大伊村	堀場 光男	同	白岩	徳右衛門	明治村	田中 辰治
同	小倉	雅晴	用瀬町	松尾仙太郎	同	西尾	辰次郎	同	竹内 節
同	奥田	昌美	同	松下 月心	同	前橋	藤藏	同	加藤 一榮
同	橋本	正己	同	岸本喜太郎	同	谷口	一	勝部村	倉本 英通
同	加納	保生	同	大家光次郎	同	石谷	源太郎	同	小林 類藏
同	太田	麻壽	同	上紙猪太郎	同	米井	均	同	小川 龜吉
同	徳永	長藏	同	徳永 長藏	同	大原	傳市	同	北村 春吉
同	尾崎	啓三	同	尾崎 啓三	同	若櫻町	岩村 昨	同	東郷村
同	池田村	柿夕原俊雄	同	池田村	同	山根	嘉平	同	大郷村
同	飯田	榮	同	永田 由平	同	坂本	裕史	同	石上 保治
同	伊田	良三	同	川口 彦録	同	杉原	豊治	同	神戶村
同	田淵	晴正	同	白岩 幸治	同	前田	鹿藏	同	猪口 貫一
同	山崎	榮藏	同	藤田 清市	同	吉岡村	音田 邦豊	同	中村 寛海
同	藤原	貞徳	同	遠藤 元一	同	山根	春雄	同	原田 龍藏
同	露木	龜造	同	佐藤 莊吉	同	小鷲河村	吉田 勘藏	同	竹田村
同	有田恒太郎	同	同	太田 茂満	同	田中	五一	同	小椋 龍藏
同	毛利 壽	同	同	寺谷 増治	同	同	同	同	入澤太喜雄
同	木下 憲春	同	同	同	同	同	同	同	同

(八頭郡)

(氣高郡)

同	小谷喜代治	同	田中 竹藏	同	矢送村	牧野 米利	同	尾崎 英太	
同	米田 時三	同	上中山村	赤川 義壽	同	藏本 高治	同	宇田川村	渡邊茂一郎
同	西谷 一郎	同	同	當別當長太郎	同	小椋重三郎	同	森田 隆	
同	涌島 倫	同	安田村	眞山 力造	同	高力政四郎	同	本田喜代重	
同	山本 清	同	同	小泉 辨吉	同	表 金美	同	成實村	龜尾甚三郎
同	大田 秀藏	同	山守村	山方 孫市	同	池本 梅	同	同	赤井貞次郎
同	宮本 辰藏	同	同	大本 源市	同	上長田村	牛谷 宗治	同	廣戸 彪
同	坂本太一郎	同	同	高橋吉太郎	同	由良八次郎	同	同	戸田文一郎
同	楠本 正憲	同	同	旭村	同	細谷龜太郎	同	同	川上 章
同	照下 徳二	同	同	平井 誠久	同	野口 延雄	同	同	加藤 茂
同	難波 賢藏	同	同	米原 信道	同	龜尾 頼治	同	同	下村 武治
同	岩井 永一	同	同	東郷松崎組合市橋勝之助	同	大塚 元計	同	同	徳岡 作藏
同	田中 録平	同	同	萬 龜藏	同	村上惣四郎	同	同	生田 道之
同	伊藤 平藏	同	同	森 五一	同	王身代長久	同	同	生田 熊市
同	伊藤千賀藏	同	同	森田 玄一	同	清水 隆壽	同	同	伊田 金重
同	井上安太郎	同	同	八橋町	同	飯田 善次	同	同	中田猪三郎
同	中井 重藏	同	同	三徳村	同	高麗村	同	同	近藤壽一郎
同	和泉 義正	同	同	里田 變治	同	汐田 隆信	同	同	同

(西伯郡)

(日野郡)

福榮村	坂村 玄義	同	谷 鹿藏	同	遠藤 正兮
同	日下初太郎	溝口町	長田 哲夫	(岩美郡) 小田村	徳山 慶福
同	大屋 善市	同	伊澤 次郎	(氣高郡) 未恒村	三橋善兵衛
同	中村瀧三郎	同	橋谷 清市	(東伯郡) 上郷村	渡邊 壽二
米澤村	遠藤金次郎	石見村	安達 三二	同	横山 重壽
同	谷口瀨三郎	同	矢田具喜好	同	坂本 長市
同	末次萬龜太	同	清水 喜美	同	鳥取縣森林組合公職者
同	加藤 豊春	同	矢田茂一郎	同	安部三代治
同	新 千代藏	黒坂町	生田 貞壽	同	大江國太郎
多里村	藤田嘉太郎	同	吉原 儀市	同	
同	比田角太郎	同	小林 敏治		
同	坪倉彦太郎	神奈川村	浦部 信義		
同	田邊勇四郎	同	藤 近雄		
同	福田 忠義	同	梅林 喜久		
山上村	今川 重夫	同	久木 林一		
同	西谷 文藏	日野村	森 金太郎		
同	妹尾 猶壽	同	佐々木治一		
同	坪倉 熊一	同	加藤 良治		

昭和二十三年五月七日印刷
昭和二十三年五月七日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第三十號

林業會法施行細則を次のように定める。

昭和二十三年五月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

林業會法施行細則

第一條 林業會法施行細則（以下規則と稱する）第六條（規則第十八條で準用するものを含む）による設立認可申請書は林業會においては二通とする。但しこれに添付する定款は林業會にあつては三通、林産組合にあつては二通とする。

第二條 規則第十一條（規則第十八條を準用するものを含む）による定款變更認可申請書には定款の變更條文と現行條文を對照した別紙を添へなければならない。

但し變更する定款の條項が多數に互るときは改正定款を添へなければならない。

第三條 規則第十二條但書（規則第十八條で準用するものを含む）による認可申請書には、財産目録、貸借對照表、剰余金處分案を添付しなければならない。

第四條 規則第十六條による合併認可申請書及び規則第二十四條による申請書に添付する定款は二通とする。

第五條 總會に召集しようとするときは召集通知と同時に總會の種類、開會の期日、場所及び會議の目的事項を具して知事に届出でなければならない。

第六條 規則第九條（規則第十八條で準用するものを含む）による總會終了届には議事録の謄本を添付し總會終了後二週間以内に提出しなければならない。

第七條 林業會法施行令（以下令という）第一條乃至第七條（令第二十一條で準用するものを含む）第十九條

昭和二十三年五月七日
外

金 曜 日

書ノ大キサ、國定規格A列5

及び第四十二條によつて登記したときは、その登記事項を二週間以内に知事に届出でなければならぬ。

第八條 左の一に該当するときは遅滞なくその理由を附して知事に届出なければならない。

一、林業會法(以下法という)第十四條第三項(法第八十二條で準用するものを含む)によつて役員を選任したとき。

二、令第十八條(令第二十一條で準用するものを含む)によつて創立總會終了後一箇月以内に調査第一回の拂込を終らぬとき。

三、定款に定められた時期に通常總會を開會することができないとき。

第九條 左の一に該当するときは遅滞なくその事項を知事に報告しなければならない。

一、會長、副會長、組合長、副組合長、専務理事及び常任理事を選任又は變更したとき。

二、法第三十三條(法第八十二條で準用するものを含む)によつて統制規程を定、變更又は廢止したとき。

き。

三、法第三十四條(法第八十二條を準用するものを含む)によつて賦課金並に特別賦課金を定めたとき。

四、令第十八條(令第二十一條で準用するものを含む)によつて出資第一回の拂込を終つたとき。

五、總會議事細則、職員給與規程、退職給與規程、業務規程、其の他重要な規程を設定變更又は廢止したとき。

第十條 林産組合の申請、届出報告は主たる事務所々在地の市町村又は地方事務所長を経由しなければならない。但し縣を區域とするものはこの限りでない。

附 別

この施行細則は昭和二十三年一月一日からこれを適用する。

昭和二十一年十二月十三日鳥取縣令第八十九號林業會法施行細則は昭和二十二年十二月三十一日限りこれを廢止する。

昭和二十三年五月七日印刷
昭和二十三年五月七日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取市東町 鳥取縣印刷所
鳥取市東町 鳥取縣印刷所
鳥取市東町 鳥取縣印刷所
鳥取市東町 鳥取縣印刷所